投資信託

各郵送帳票の見方



投資信託をご購入されたお客様へ

この度は、北海道銀行で投資信託をご購入いただき誠にありがとうございます。 今後は、お取引に応じた帳票を電子交付またはご郵送しますので、本資料をご参照のうえご確認願います。

【目次】

お取引に応じて作成される帳票 ····· P 1
口座開設のご案内、非課税口座開設のご案内、定期·定額購入契約のご案内、運用報告書 ·· P 2
取引報告書(ご購入・ご解約) ····· P3・P4
収益分配金のご案内、収益分配金再投資のご案内 P 5
収益分配金に関するご説明 ······ P 6
取引残高報告書(お取引の明細と預り金の残高明細、お預り証券等の残高明細) P 7
ご投資状況のお知らせ ······ P 8
特定口座譲渡損益額のお知らせ ····· P 9
特定口座年間取引報告書 ····· P10
非課税口座内保管上場株式等払出通知書 ······P11

【お取引に応じて作成される帳票】

口座開設

・口座開設のお申込み III □ □座開設のご案内<P2>① ・非課税口座開設のお申込み III 非課税口座開設のご案内<P2>①

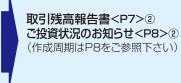
ご購入

- ・一般コース(定時定額契約 以外)のお申込み 取引報告書(ご購入)<P3>②
- 定時・定額購入契約のご案内<P2>②
 ・定時定額契約のお申込み ■■● ※個人のお客様の場合、毎月の購入時のご案内 (取引報告書)は作成されません。

保有期間中

- ・収益分配金を受取った場合 III 収益分配金のご案内<P5>③
- ・収益分配金を再投資した場合 III 収益分配金再投資のご案内<P5>③
- ・お取引がなかった場合 (ご購入、ご解約、収益分配金の お受取等がなかったお客様)

運用報告書<P2>① (決算後1ヵ月程度で作成)



ご解約

・ご解約のお申込み III 取引報告書(ご解約)<P3>②

取引残高報告書<P7>②
 ご投資状況のお知らせ<P8>②
 (作成周期はP8をご参照下さい)

※特定口座扱分の解約の場合は 上記の取引報告書(ご解約)や 取引残高報告書等に加えて **▼ 特定口座譲渡損益額のお知らせ<P9>**② 右記の書類を作成します。

#定口座年間取引報告書<P10>④ (翌年1月末迄に作成)

【交付方法】帳票名の末尾に記載した数字(①~④)に応じて以下のとおり交付します。

- ご郵送します。
- ② | 道銀ダイレクトサービスをお申込みの場合は電子交付となり、お申込みがない場合はご郵送します。
- ③ 道銀ダイレクトサービスをお申込みの場合は電子交付となり、お申込みがない場合は一般口座扱のご契約の場合のみご郵送します。
- ④ ご郵送します。道銀ダイレクトサービスをお申込みの場合は電子交付も可能です。
- ※本資料は2020年3月現在施行されている税法等に基づき作成しております。なお、税法等が改正された場合は内容が変更となる場合があります。

口座開設のご案内・非課税口座開設のご案内

「口座開設のご案内」(下図)

投資信託口座の開設時に、口座開設されたこと をご確認いただく書類です。

口座開設後速やかにご郵送します。

口座開設のご案内

北海 太郎 様

このたびは、ご新規で口座開設のお申込をいただきまして、 誠にありがとうございます。 お申込にもとづき、下記口座番号で保護預り口座、または 自動けいぞく投資口座を開設させていただきました。 野行は、真心をこめたサービスにつとめてまいりますのでお気付 きの点や、証券投資につきましては何なりとお申し付けいただき、 末永くご愛顧賜りますようお願い申し上げます。 まずは、とりあえずお礼かたがたご案内申し上げます。

お客様の

取引店-口座番号:101-1011234567 特定口座:源泉徴収あり

20●●年●月●日 口座開設日

「非課税口座開設のご案内」

非課税(NISA)口座の開設時に、口座開設された ことをご確認いただく書類です。

以下の場合のみ、口座開設後速やかにご郵送しま す。非課税口座開設(簡易開設)の場合は交付さ れません。

- ●非課税口座開設(金融機関変更)の場合
 - ⇒「少額投資非課税口座(NISA口座)開設のご案 内」または「NISA非課税勘定設定のご案内」

定期・定額購入契約のご案内

定時定額購入(道銀積立投信ファンド・ミニ) をご契約いただいた際、ご契約の内容をご 確認いただく書類です。

契約申込後速やかに作成します。

北海 太郎 様 定期・定額購入契約のご案内(登録) ご契約の内容 (20●年●月●日) 口座番号 1011234567 取 引 店 名 本店営業部 ファンド名称 ○○○○○ファンド NISA契約種別 NISA優先契約 お買付金額 10,000円 | 最終ご購入月 | ----年--月 | 休日の場合、翌営業日のご購入になります ご購入開始月 20●年●月 最終ご購入月 -お買付申込日 20日 買増ご購入金額 1月 買増ご購入金額 2月 買増ご購入金額 3月 買増ご購入金額 4月 買増ご購入金額 5月 買増ご購入金額 6月 買増ご購入金額 7月 買増ご購入金額 8月 買増ご購入金額 9月 買増ご購入金額10月 買増ご購入金額11月 買増ご購入金額12月

運用報告書

ファンドの決算内容についてご確認いただく 書類です。

決算期間中の基準価額と市場の推移、運用 経過と今後の運用方針、収益と費用等を記 載しています。

年1回の決算のファンドは原則年1回、年2 回以上決算のファンドは原則年2回、運用会 社が作成し、決算日後、約1ヵ月を目処にご 郵送します。

投資信託の「運用報告書」送付のご案内

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。 さて、ご投資いただいております下記投資信託が、このたび ●月●日に決算日を迎えました。日頃よりのご愛顧に厚くお礼

申し上げます。 つきましては、「運用報告書」(又は「運用状況のお知らせ」)を お届けいたしますので、何卒ご高覧いただきますようお願い申し 上げます。

○○○○○ファンド

口座番号 101 - 1011234567 - 001

取引報告書

お取引の明細をご確認いただく書類です。

ご購入の場合

取引報告書(投資信託) 口座番号 取引店 扱者 税区分 1011234567 北海 太郎 様 001 **** 101 取 ファンド名称 ⑨精算金額合計 @ 1 約定日(取引年月日) 購入 20••.11.25 1,000,000 ○○○○○○○ファンド 精算日 精算金額合計 9=各明細 6合計-7-8 20••.11.26 ●お取引の明細 ●譲渡損益の明細 元本または 個別元本 (円) うち償還優遇 利用金額 譲渡損益額(円) うち非課税分 (口) ②手数料 (円) 取得単価 ④所得税 1万口当たり ⑦所得稅(源/還)(円) 備考 ①約定金額 (単価 × 口数) ③消費税等 消費税率10% (円 の単価 課税対象金額 数量(口数) ⑤住民税 ⑥精算金額 ⑧住民税(源/還)(円) *** *** *** 特定預り 6 29 041 *** *** *** 3 158 419 4 5 8 3 065 968 055 2 904 1 000 000 *** *** *** ◆以下余白◆ 募集/購入時の精算金額⑥=①+②+③ 解約/買取時の精算金額⑥=①-②-③-④-⑤●譲渡損益の明細の所得税と住民税はブラスの場合に源泉徴収額、マイナスの場合は還付額を表します。 お取引の明細に消費税が複数記載されている場合および未記載の場合は適格請求書としてご利用にはなれません。

ご解約の場合

取引報告書(投資信託)

	10112	234567	001 申告分離		太郎様			○⊯≉	本 公	┓ 歩声ロ/取コ1左目に
取 引 解約	00	0000		ァンド名称				9 相 5	章金額合計 (四) 216 306	1 約定日(取引年月日 20●•.11.25 2 精算日
							精算金額合計	9 = 各明紀	H6合計-⑦-8	
お取引の則	明細									●譲渡損益の明細
●お取引の明 うち非課税		1万口当たり	取得単価 (円)	元本または 個別元本 (円)	②手数料 (円)	④所得税 _(円)	うち償還 利用金		.V= .44.	譲渡損益額(円)
	总分 (口)	1万口当たり の単価 _(円)	取得単価 (円) ① 教定金額 (単価 × 口数) (円)		②手数料 (円) ③消費税等 消費税率10% (円)	④所得税 _(円) ⑤住民税 _(円)	利用金	額 (円)	備考	譲渡損益額(円)
数量(口数 特定預り	も分 (□)	の単価(円)	①約定金額	個別元本 (円) 課税対象金額			利用金 6 精算金	(円)	備考源泉徴収あり	

※同一ファンドで口座区分が複数にまたがる解約の場合、取引報告書は口座区分ごとに作成します。

11 約定日

ご購入またはご解約の基準価額(※1)が確定する日です。 これにより、ご購入時には数量(3)が、ご解約時には約定金額(5)が決まります。

2 精算日

ご購入の場合はご購入代金を運用会社に受渡しする日です。

ご解約の場合はお客様の指定預金口座に解約代金が振込まれる日です。

3 数 量

ご購入の場合は今回取得した口数を表示し、ご解約の場合は解約した口数を表示します。

※口座区分が非課税(NISA)口座の場合は「NISA預り(成長投資枠)」または「NISA預り(つみたて投資枠)」など勘定種別ごとに表示、また一般口座の場合は空白(表示なし)、特定口座の場合は「特定預り」と表示します。

4 1万口当たりの単価

ご購入の場合は約定日の基準価額(※1)です。

ご解約の場合は約定日の基準価額から信託財産留保額(※2)を差し引いた額です。

5 約定金額

約定金額(5)=単価(4)÷10,000×数量(口数)(8)

※手数料は含んでおりません。

6 手数料(消費税率10%)

ご購入にあたっての手数料です。

手数料(6)=約定金額(5)×手数料率(%)

※手数料率はファンドにより異なります。

※口座区分が複数にまたがる購入となった場合、手数料は口座区分ごとに計算します。

7 消費税等

手数料(6)にかかる消費税です。

消費税等(7)=手数料(6)×10%

8 精算金額

ご購入の場合はご購入代金、ご解約の場合はご解約代金です。

※特定口座(源泉徴収あり)のファンドをご解約の場合はP9をご参照下さい。

精算金額(图)=約定金額(5)+手数料(6)+消費税等(▼)

9 元本または個別元本

P6の下段をご参照下さい。

10 取得単価

P7の取得単価(7)をご参照下さい。

※1基準価額

ファンドに組み入れている株式や公社債等を時価で評価し、そこから運用に係る経費等を差し引いて算出した、1万口当たりの価額を言います。すなわち、純資産価値を示す価額であり、運用資産に含まれる株式等の価額変動により日々変動します。基準価額=純資産総額(時価評価した証券+利息ー諸経費-未払金)÷受益権総口数×10,000

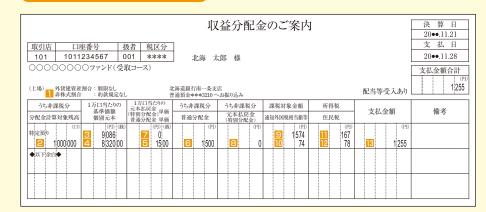
※2 信託財産留保額

投資信託の解約に伴って組入有価証券を売却する際のコスト(売買委託手数料等)を解約者の負担とする(残存受益者の負担としない)ために、解約代金から差し引く額をいいます。当該コストは、信託財産に繰み入れられるものであり、受益者間の公平を保つことを目的としているものです。

収益分配金

収益分配金の明細をご確認いただく書類です。分配金がない場合は作成されません。

分配金を受取る場合



分配金を再投資する場合

収益分配金再投資のご案内								
取引店 □座番号 扱者 税区分 101 1011234567 001 **** 北海 太郎 様 ○○○○○○○□ファンド(累投) 1(上場) 外貨建資産剤合: 制限なし 非株式割合: 約款規定なし 配当受入あり							再投資日 20••.11.15	
分配金の明細					●再投資の明細		●お預り残高の明細	
うち非課税分	うち非課税分	うち非課税分	課税対象金額	所得税	うち非課税分	うち非課税分	うち非課税分	
分配金計算対象残高	普通分配金	元本払戻金 (特別分配金)	通知外国税相当額等	住民税	再投資金額	再投資口数	再投資後残高	
特定預り (口)		图 0	9 1334 10 158	111 (円) 46 12 66	[円] 14 1064	特定預り (口)	特定預り (口)	
◆以下余白◆					◆以下余白◆		◆以下余白◆	
1万口当たりの 再投資の基準価額		1万口当たりの 元本払戻金 単価 特別分配金)単価	個別元本					
17 7 745	(円) (銭) 5 60:00	7 (円) (銭)	(円) (銭) 7 704 08					

外貨建資産割合、非株式割合

国内株式投資信託の分配金は源泉徴収のみで納税を完結させて確定申告を不要にすることができますが、総合課税として確定申告することにより配当控除を受けることもできます。

なお、外貨建資産への投資割合や株式以外の資産の組み入れ割合に応じて配当控 除率は異なります(配当控除の適用がない場合もあります)。

2 分配金計算対象残高

決算日時点でのお客様の保有残高(口数)です。

※決算前の残高となります。

※口座区分が非課税(NISA)口座の場合は「NISA預り(成長投資枠)」または「NISA 預り(つみたて投資枠)」など勘定種別ごとに表示、また一般口座の場合は空白 (表示なし)、特定口座の場合は「特定預り」と表示します。

3 基準価額

決算日時点での基準価額(P4をご参照下さい)です。 ※分配落ち後の基準価額となります。

4 個別元本

P6の下段をご参照下さい。 ※決算前の額となります。

5 普通分配金単価

課税扱いとなる分配金の単価です。

※端数処理等の関係により、実際の金額等が上記計算式より算出した金額等と異なる場合があります。

6 普通分配金

普通分配金(<mark>6</mark>)=普通分配金単価(<mark>5</mark>) ÷10,000×分配金計算対象残高(<mark>2</mark>) (端数四捨五入)

☑ 元本払戻金(特別分配金)単価

非課税扱いとなる分配金の単価です。

8 元本払戻金(特別分配金)

元本払戻金(特別分配金)(3)=元本払戻金(特別分配金)単価(7)÷10,000×分配金計算対象残高(2)(端数四捨五入)

9 課税対象金額

外国等で所得税を源泉徴収する前の 金額です。外国等で所得税を源泉徴収 していない場合は普通分配金(6)と同額になります。

110 通知外国税相当額等

国内で源泉徴収すべき所得税の額から 外国等で源泉徴収済の金額として控除 される金額です。

11 所得税

所得税(11)=課税対象金額(9)×15.315%(所得税率)-通知外国税相当額等(110)(端数切捨)

※復興特別所得税を含みます。

12 住民税

住民税(Ⅳ)=課税対象金額(⑨)×5%(住民税率)(端数切捨)

※法人のお客様の場合は住民税を控除 しません。

13 支払金額

支払金額(IE)=普通分配金(IS)+元本 払戻金(特別分配金)(IS)-(所得税(III) +住民税(IP))

14 再投資金額

分配金から税金を差し引いた金額を再 投資します。

再投資金額(14)=普通分配金(6)+元本払戻金(特別分配金)(8)-(所得税(11)+住民税(12))

15 再投資口数

分配金を再投資して加算される口数です。 再投資口数(<mark>15</mark>)=再投資金額(<mark>14</mark>)÷ 再投資の基準価額(<mark>17</mark>)×10,000(端 数切上げ)

※収益分配金再投資時には、申込手数 料はかかりません。

16 再投資後残高

再投資後のお客様の保有残高です。 再投資後残高(15)=分配金計算対象残 高(2)+再投資口数(15)

|17| 再投資の基準価額

再投資日の基準価額です。

収益分配金に関するご説明

刊 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が 支払われるイメージ



2 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合 ケースC ケースA ケースB 〈前期決算から基準価額が上昇した場合〉 〈前期決算から基準価額が下落した場合〉 10,600円 10.550円 期中収益 分配金100円 期中心禁 分配金100円 100円 10,500円 10,500円 10,500円 10,500円 1+2)50F 10,400円 *50円 10.450円 *500円 ***500円** *500円 *500円 分配金100円 *450円 (3+4)(①)20円 (3+4)10.300円 基準価額 *80円 *420円 (3+4)前期決算日 当期決算日 **当期決**算日 前期決算日 当期決算日 **当期決**算日 前期決算日 **当期決算日 当期決**算日 分配後 分配前 分配後 分配前 分配後 分配前 *分配対象額 *分配対象額 *80円を *分配対象額 *分配対象額 *分配対象額 *分配対象額 *50円を *分配対象額 取崩し 取崩し 450円 500円 420円

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益·評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円 ケースB:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円 ケースC:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
- **3** 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

受益者の 購入価額 (当初個別元本) 元本払戻金(特別分配金) 分配金支払後 基準価額 (個別元本)

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

普通分配金 元本払戻金 (特別分配金) 受益者の 購入価額 (当初個別元本) (個別元本)

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しと みなされ、その金額だけ個別元本が流 少します。また、元本払戻金(特別分配金)は、非課税扱いとなります。

普通分配金:個別元本(※)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※個別元本とは、個々のお客様がファンドを取得したときの基準価額であり、元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額がその後の個別元本となります。 個別元本は税法上の元本であり、同一ファンドを複数回取得した場合、受益権口数で加重平均され算出されます。

定期報告
取引残高報告書

ご報告期間中のお取引の明細と、作成基準日現在の残高明細を定期的にご報告する書類です。 ※作成周期はP8の下段をご参照下さい。



__ p 区 分

約定日

ご購入、ご解約、収益分配金の別を表示しています。

ご購入またはご解約の基準価額が確定する

日です。これにより、ご購入時には数量(3)が、

ご解約時には解約代金が決まります。

3 数量/額面

ご購入、ご解約日時点でのお客様の購入、解約口数を表示しています。

4単価

ご購入の場合は約定日の基準価額です。ご解 約の場合は約定日の基準価額から信託財産 留保額(P4をご参照下さい)を差し引いた額 です。

- ※1「ご入金」とは、ご購入代金を投資信託口座にお預かりしたことを意味します。
- ※2「お引出し」とは、投資信託口座から指定預金口座へ入金したことを意味します。

5 数 量

帳票作成基準日のお客様の保有残高(口数) です。

6 基準価額

帳票作成基準日の基準価額です。

| | 取得単価

お客様が保有されているファンドの買付価額に購入された際の手数料、消費税を加算した金額で、損益計算を行う場合に税額計算の基礎となる金額です。同一銘柄を複数回購入した場合は、加重平均されます。元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、個別元本が調整されることに伴い、取得単価も修正されます。

取得単価(デ)={個別元本(⑤)×数量(⑤)÷ 10,000+手数料+消費税}÷数量(⑥)× 10,000

※NISA(非課税)口座内のファンドを払出した場合の取得単価は払出日の基準価額となります。

8 評価額

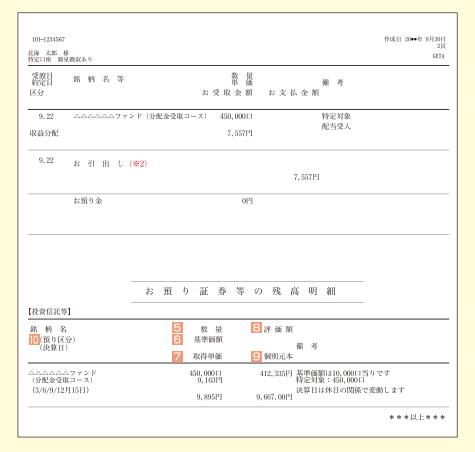
帳票作成基準日の時価評価額です。

評価額(3)=数量(5)×基準価額(6)÷10,000

注)算出にあたり、信託財産留保額(P4をご 参照下さい)は控除しておりません。

9 個別元本

P6の下段をご参照下さい。



10 預り区分

口座区分が非課税(NISA)口座の場合は「NISA預り(成長投資枠)」または「NISA預り(つみたて投資枠)」など勘定種別ごとに表示、また一般口座の場合は空白(表示なし)、特定口座の場合は「特定預り」と表示します。

ご投資状況のお知らせ

作成基準日現在の運用損益を定期的にご報告する書類です。 ※取引残高報告書とともに作成します。

ご投	作成日 20●●年 9月30日 1頁			
取引店 口座番号 扱者 101 1011234567 025 北海 太郎	1 作成基準日 20◆ / 9/30			
ファンド名称 ご投資期間 (コード)	2 ①時価評価額	3 ②ご投資額	4 ③お受取額	5 ④運用損益 (④=①-②+③)
○○○○○ファンド (累積投資) 20◆◆/ 8/10~ 20◆◆/ 8/ 3 (○○○○○○)	0円	120,000円	108,407円	-11,593円
△△△△△ファンド (分配金受取コース) 20◆◆/ 4/12~ (△△△△△△)	412, 335円	496, 894円	185,004円	100, 445円
合 計	412, 335円	616, 894円	293,411円	88, 852円
以下汆白				

11 作成基準日

帳票の作成日です。

2 時価評価額

帳票作成基準日のファンドの時価評価額です。

時価評価額=お客様の保有口数×作成基準日の基準価額÷10,000

|注)算出にあたり、信託財産留保額(P4をご参照下さい)は控除しておりません。

3 ご投資額

ご購入に際してお支払いをいただいた金額の合計です(お申込手数料、消費税を含みます)。

4 お受取額

解約·償還·分配金等により、ご投資期間中にお受け取りになった金額の合計です。

5 運用損益

作成基準日での損益です。

運用損益(5)=時価評価額(2)ーご投資額(3)+お受取額(4)

作成周期(「取引残高報告書」・「ご投資状況のお知らせ」)

お取引があるお客様 (ご購入、ご解約、収益分配金のお受取等のお取引が、ご報告期間中の四半期に生じたお客様) お取引がないお客様 (上記以外のお客様) 3月・6月・9月・12月の各月末基準で翌月初旬頃に作成します。 【例】5月1日にご購入された場合、「取引報告書」・「ご投資状況のお知らせ」を7月初旬頃に作成します。 前回の報告から1年後の月末基準で翌月初旬頃に作成します(1年に1度)。 【例】昨年の6月末時点における「取引残高報告書」・「ご投資状況のお知らせ」の作成後、それ以降のお取引がない場合は、今年の6月末時点における同帳票を7月初旬頃に作成します。

特定口座

特定口座譲渡損益額のお知らせ

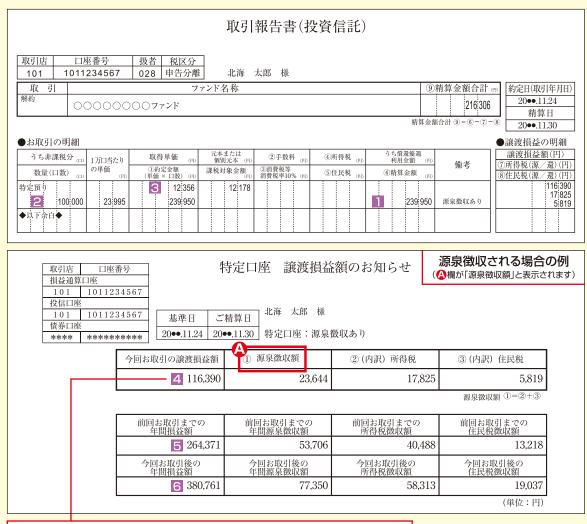
特定口座をご利用の場合、ご解約の都度、「取引報告書」(上図)とは別に 「特定口座譲渡損益のお知らせ」(下図)を作成します。

当行では年初からの譲渡損益の計算を行い、利益が生じる場合は源泉徴収させていただき、お客様に代わって納税いたします。また、源泉徴収過多の場合は還付金をご返金いたします。

解約代金(精算金額(■))は源泉徴収または還付前の金額でお客様の指定預金口座にご入金します。

源泉徴収額は同日付で同口座から引き落とし、還付額は同日付で同口座にご入金します。

源泉徴収と還付の仕組みについては、下段をご参照下さい



今回お取引の譲渡損益額(4)=精算金額(1)-取得単価(3)×数量(2)÷10,000 (下線部は端数切り上げ)

【源泉徴収と還付の仕組み】



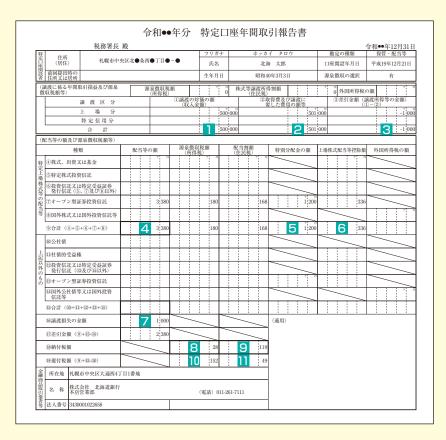
^{※「}前回お取引までの年間損益額(≦)」、「今回お取引後の年間損益額(⑤)」はいずれもゼロ以下である場合には、ゼロとして扱います。

特定口座内での1年間の譲渡所得等を記録した帳票です。

特定口座年間取引報告書は、特定口座を開設されたすべてのお客様に、年末基準で作成し、翌年1月末迄にご郵送します(特定口座を閉鎖された場合は翌月末迄にご郵送します)。

なお、特定口座でお取引がない場合はご郵送しません。

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量 譲渡による収入金額	取得価額 譲渡手数料等	
令和●●年11月 5日	○○○○○ファンド (累積投資コース)	206, 922□ 213, 337円	242,470円 0円	
令和••年11月 9日	△△△△△¬¬¬ンド (自動けいぞく投資コース)	239, 687口 286, 929円	四996円 円0	
	配当等の多	で付状況		
交付年月日 支払確定日	種類 株式等の銘柄	数量 配当等の額	源泉徽収税額(所得税) 配当割額(住民税)	外国所得 備:
令和●●年 8月11日 令和●●年 8月10日	オープン型証券投資信託 ○○○○○ファンド (累積投資コース)	192, 094口 5, 763円	0円 0円	(特別分配金)
令和••年10月 1日 令和••年 9月30日	オーブン型証券投資信託 △△△△△△ファンド(自動けいぞく投資コース)	223, 125口 22, 313円	3,417円 1,115円	



Ⅲ 譲渡の対価の額

1年間に売却したファンドの受取額(税引き前)の合計です。

2 取得費及び譲渡に要した費用の額等

1年間に売却したファンドの取得価額(※)の合計です。

※取得価額=数量(口数)×取得単価(P7<mark>7</mark>参照)÷10.000

3 差引金額(譲渡所得等の金額)

差引金額(3)=譲渡の対価の額(1)-取得費及び譲渡に要した費用の額等(2)

※マイナスの場合は損失額を表します。

4 配当等の額の合計

1年間の普通分配金にかかる課税対象金額 (P5の<mark>9</mark>参照)の合計額です。

※元本払戻金(特別分配金)は含みません。

| 5| 特別分配金の額の合計

1年間の元本払戻金(特別分配金)(P5の<mark>3</mark>参照)の金額です。

6 上場株式配当等控除額

1年間の通知外国税相当額等(P5の<mark>10</mark>参照)の合計額です。

7 譲渡損失の金額

譲渡損失が生じた場合表示されます(差引金額(♂)<0の場合)。

图 納付税額(所得税·住民税)

9 1年間の譲渡損益と配当所得の合計に対する税額です。

なお、納付税額(所得税)は上場株式配当等控除額(B)を差し引いた金額になります。

10 還付税額(所得税·住民税)

1年間における損益通算の結果、還付される 金額です。

※1月中旬に指定預金口座に振り込まれます。

譲渡損失があり(譲渡損失の金額(乙)>0)、普通分配金を受取っている場合(配当等の額の合計(凸)>0)、 売却(譲渡)した年の翌年1月初旬に税金が還付されます。

※特定口座を閉鎖された場合は閉鎖後に還付されます。

所得税には、復興特別所得税を含みます。

非課税口座内保管上場株式等払出通知書

非課税(NISA)口座内の投資信託を特定口座または一般口座へ払出しされた際に作成します。

非課税口座内保管上場株式等払出通知書

取引店	口座番号	扱者
101	1011234567	001

北海 太郎 様

非課税口座より払い出された非課税口座内保管上場株式等の明細

株式:株数、CB: 千円単位、ETF: 口数、公募株式投資信託: 口数、新株予約権: 個

非課税口座 からの払出 事由 (※1)	払出し事由が 発生した 年月日	ファンドコード (公募株式投資信託の場合は ISINコードを記録)	ファンド名称	株数(口数)	払出し時の時金額 (※2)	備考
1	20••/1/28	10001001 (JP90CKABU001)	0000007ァンド	1,428,572	1,285,715	特定口座への払出
			以下余白			

以上

【投資信託についての留意事項】

1. 投資信託に係るリスクについて

- ●投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行でお取扱する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ●投資信託は値動きのある有価証券(株式・債券・リート等)等に投資するため、元本の保証や、一定の利回りが約束されている商品ではありません。
- ●投資信託は組入れ資産の価格の下落(株式・債券等の価格の下落や金利の変動、その他商品固有の要因)により基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、組入れられた株式・債券等の発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。
- ●外貨建て資産に投資するものは、このほかに為替相場の変動により基準価額が変動するため投資元本を割り込むことがあります。
- ●投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- ●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものがあります。
- ●北海道銀行は投資信託の募集·お申込等のお取扱を行い、投資信託の設定・運用は運用会社、信託財産の管理等は信託 銀行が行います。
- ●投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込にあたっては、必ず最新の「投資信託説明書(目論見書)」や「契約締結前交付書面」等をよくご覧いただき、ご自身でご判断ください。
- ●「投資信託説明書(目論見書)」は北海道銀行の本・支店の窓口でお渡しいたします。

2. 投資信託に係る費用について

- ●お申込時に直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.85% (消費税込)
- ●ご換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限1.2%
- ●投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用
 - ·信託報酬 · · · 上限2.2% (消費税込)
 - ・その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じて監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用がかかります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。(その他費用の金額は、保管期間などにより異なるため表示することができません。)

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、当行でお取扱する投資信託の費用のうち、最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、お申込の際は事前によく、目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。



商 号 等 株式会社北海道銀行

登録金融機関 北海道財務局長(登金)第 1 号

加入協会 日本証券業協会 · 一般社団法人金融先物取引業協会